

「琉球政府の記録から何を学ぶか」

会 場 沖縄県公文書館講堂
日 時 平成18年2月4日
基 調 講 演：金城功* 進行：大城将保**
パネリスト：大城立裕*** 津波古充勝**** 恩河尚*****
オブザーバー：金城功

幸地 哲（司会）

沖縄県公文書館開館10周年記念シンポジウムを「琉球政府の記録から何を学ぶか」というテーマで開催させていただきます。本日の司会は、当館の資料課長の幸地哲がつとめさせていただきます。はじめに沖縄県公文書館の館長、長田勉から挨拶を申し上げます。

長田 勉（沖縄県公文書館長）

皆さん、こんにちは。本日は、沖縄県公文書館開館10周年記念シンポジウムに多くの方々のご参加を頂き、厚く御礼を申し上げます。私は、当館の館長をしております長田と申します。

沖縄県公文書館は、平成7年8月1日に開館し、昨年8月で10年目を迎えました。お陰様で沖縄に関する歴史資料を県内外のみならず、中国やアメリカなどの海外からも積極的に収集整理し、多くの県民の皆様にご利用いただいております。また、講演・講座・展示会を開催し、公文書館の普及活動も行っており、当公文書館もようやく沖縄に関する歴史資料の情報センターとしての地位を確立しつつあります。これもひとえに県民皆様の温かいご支援の賜だと感謝申し上げます。

本日のシンポジウムは、二つの目的で開催をしております。一つ目は、皆様ご承知のように本県は27年間の米国の統治下で形式的とはいえ、立法、司法、行政という三権を備えた琉球政府によって運営されてきました。その琉球政府の文書が復帰時点で廃棄を免れ、保存が決定されたものの、長期にわたりそれを保管する場所が極めて劣悪な条件下におかれていたため、汚損、破損が著しく、その保存措置を早急に講ずる必要があり、今年度から8年計画で琉球政府文書緊急保存措置事業を実施することとしております。このシンポジウムを通して、琉球政府文書の重要性を改めて確認したいということでもあります。

二つ目は、日本復帰に伴う琉球政府の消滅と沖縄県の誕生という歴史の転換の中で、県民の利益を証明する公文書がどのように今日に伝えられ、それが県民の利益にどう貢献したかを辿ることによって、最近の市町村合併による旧市町村文書の保存のあり方が見えてくるのではないかと、という観点から今回のシンポジウムを開催することになりました。

本日は、琉球政府の文書保存に尽力された方々をお招きして、琉球政府文書保存への熱意と文書の果たしている役割を語っていただけるものと思います。また、市町村を代表する方もいらっしゃいますので、市町村文書の現状やこれからの展望についても語っていただけるものと思います。会場の皆様からも、忌憚のないご意見、ご提案をしていただくことを期待しております。

基調講演をされる金城功先生をはじめ、講師の皆様方の御協力に感謝申し上げ、本日のシンポジウムが会場の皆様とともに活発な意見の交流の場となりますことを祈念いたしまして、私の挨拶いたします。

幸地

それでは、これから基調講演に入ります。まず、講師の紹介をさせていただきます。本日は、「琉球政府文書の保存と利用」というテーマで金城功先生に基調講演をしていただきます。金城功

* 金城功（きんじょう いさお） 元沖縄県立図書館長

** 大城将保（おおしろ まさやす） 新沖縄県史編集委員

*** 大城立裕（おおしろ たつひろ） 作家

**** 津波古充勝（つばこ じゅうしょう） 元沖縄県職員

***** 恩河尚（おんが たかし） 沖縄市総務課市史編集担当副主幹

先生は、沖縄県立図書館長、沖縄大学教授を勤められました。それ以前は沖縄史料編集所の専門員として沖縄県史の編集にも携わってこられました。昨年は東恩納寛惇賞を受賞されています。主な著書には『近代沖縄の鉄道と海運』、『近代沖縄の糖業』、『ケービン鉄道を歩く』がごございます。それでは、金城先生、よろしく申し上げます。

基調講演 「琉球政府文書の保存と利用」

ただいま紹介に預かりました金城でございます。与えられた時間は僅か30分ですので、概略を全部申し述べることはできないかと思いますが、全体が見渡せるような形でお話をしたいと思います。

沖縄県公文書館開館10周年目の年度に、公文書館設立の「もと」になった琉球政府文書のシンポジウムが開かれることについては、広く公文書の保存と利用、それから公文書館そのものを考える上で意義のある催しだと思っております。



金城 功氏

1 琉球政府文書保存の経緯

沖縄の日本復帰が決まりますと、琉球政府の各部局においては、復帰対策室が設けられ、復帰に向けての取り組みが行われるようになりました。琉球政府が消滅すると、琉球政府の文書類がどうなっていくのかということが、私の勤めておりました史料編集所で問題になりました。琉球政府が保有している文書類を保存し、その文書を後代に残すにはどうすればいいのかということが毎日のように話し合われました。琉球政府文書を保存していくということは復帰に向けての史料編集所の大きな課題でございました。沖縄史料編集所では、琉球政府文書を戦後の沖縄史、ひいては日本の戦後史を解明する上での一級史料として位置づけ、その保存を考えるようになりました。琉球政府全体の文書を保存していくためには、文教局の出先機関である沖縄史料編集所では荷が重すぎ、琉球政府全体を動かして文書を保存することは無理なことだと判断をいたしました。政府全体に関すること故、総務局文書課に相談をする必要があるということになりました。大城立裕所長が先頭になって、琉球政府の文書の保存について、文書課等に直接訴えたことがありました。琉球政府が保有している文書は、米軍支配下の沖縄を知る上で、しかも戦後の日本を考える上でも貴重な資料であり、散逸廃棄ということになると、二度と作成されない文書であり、琉球政府の存在を語る上でも大事な文書である旨を文書課へ説明し、その保存を訴えました。文書課は、史料編集所の申し入れをすぐに受け止めてくれました。公文書の保存については、史料編集所ではなくして、文書課が考えようということになりました。

史料編集所の申し入れを受けて、文書の保存を考えるようになった文書課の対応は、大変速やかでした。琉球政府の文書全体を保存していくためには、一部局だけの問題ではなくして、政府全体の問題であり、そのためには、政府の局長会議での決定が必要だということで、局長会議を開いて復帰後、琉政文書の県への移行を決めております。その骨子については、パネリストの津波古さんの方から話があると思いますので、ここでは省いておきたいと思っております。それで琉球政府の局長会議での決定、保存が決まりますと、文書の搬入、いわゆる残すべき文書はどういうふうにした方がいいのかということは、文書課の指示で行われました。当時、旭町に琉球政府の物品保管倉庫がありました。これは現在の南部土木事務所の裏の方になりますが、その倉庫に文書類を搬入するようにとの指示がありました。天井が大変高い建物でした。そこに係の職員がいて受け入れたのではなくて、持ち込んだ職員が勝手に投げ込むような形で文書が集積されておりました。段ボールに入ったもの、紐でくくられたもの、中にはバラで放り込まれたものというふうな形で残されることになりました。

県に移行する各機関の文書類については、文書課が旭町の倉庫に搬入するようという指示が出ておりました。国の機関に移行する組織については、文書類は現地保存を原則とするということでも沖縄の出先機関から国の出先機関に引き継ぐことということになっておりましたけれども、私たち史料編集所の職員の懸念は、国に移行する文書、これがどうなっていくのだろうか。現地保存という

原則はありましたけれども、大変心配でした。そこで、史料編集所としては各機関に文書の搬入と同時に廃棄する文書があったときには、是非ご一報を下さいという文書を流しました。

それと同時に史料編集所として困ったのは、文書を残すようにとは言ったものの、もらい受けたときに、その文書をどこに保存するのかということも大変大きな悩みでした。当時、史料編集所は琉球政府立中央図書館の3階に事務所がありましたので、もらってきた文書、書類を保管するスペースはありませんでした。文書の保存場所を探すということは、あとでも説明しますが、1995年、県公文書館ができるまでずっと私たちの悩みの種でありました。

だけど、時間がありませんでしたので、図書館に頼み込んで、図書館の空き部屋を貸してもらって、国に移る機関からの文書をみんな手作業で運び込んで入れることになりました。それだけでは足りませんでしたので、復帰に際して米国民政府の方から譲渡されることになっていた琉米文化会館というのがありました。今の那覇市立中央図書館ですが、その建物を琉球政府文書の保存場所として使えないかということで大蔵省とも交渉しましたが、既に譲渡先が決まっていたので、実現しませんでした。復帰の日が近づいてきますと、編集所の電話は鳴りっぱなしでした。ほとんどが国に移る機関からの電話でした。私たちとしては保存を呼びかけたこともあるし、電話がかかってきたら何が何でも対応しなければならぬという悲壮感とでもいいたいでしょうか、そういうこともありまして、もらってきた文書は図書館に運び込んでおけば、あとは何とかメドがつくだろうということでもらい受けることにしました。電話を受けて、書類をもらいに行きますと、大抵の場所では故紙回収業者が入ってしまっていて、既に機関から出された書類をトラックに積み込んでいるところに何度か遭遇いたしました。それで故紙回収業者の仕事を待ってもらったり、あるいはトラックに積んでいる書類の中から選び出したりして、書類を運び込んだこともありました。故紙回収業者から奪い取るようにして、選んで持ち込んできた税関関係の書類は、未整備のまま図書館の一室に積み上げられておりましたが、復帰後、輸入業者が早速、この書類の利用に来ておりました。これはどう利用かと言いますと、当時、復帰の際に1ドル360円から確か1ドル305円にレートが変わりましたので、55円という差が出たわけです。その補償のことで輸入業者としてはどうしてもその書類がほしい。その書類がなければ、1ドル55円の計算で損をするということで、7～8名ぐらいの若者を雇ってこの書類の山を探すとということが何日も続いておりました。その書類が見つかる、関係のない私たち職員も本当に喜んだものでした。いわゆる自分たちが苦労して集めた書類が県民の何らかの利益に繋がるということを実感いたしました。

また、琉球政府と米国民政府の往復文書も保管されていました。文書課もこの文書は国政に関わる文書なので、復帰の時点で日本政府から提出するよという要求があるのではないかと考えたことがありました。どうしてそういうことを考えたかと言いますと、琉球処分の際、当時の琉球王府が保存していた文書が明治政府によって接収されたことがありましたので、米国民政府の文書等というのは、国政に関わることゆえ、あるいはそういうことになりはしないかと考えて、文書課に置いておくよりは史料編集所で保存していた方が断りやすいだろうと考えました。しかし、史料編集所の方も万が一というときは拒否できないだろうから、用心のためにマイクロフィルムで撮影しようではないかということで、復帰前でしたけれども、それを全部撮影したことがあります。復帰を迎えたときに琉球処分のことと重ねて考えたことは杞憂なことでした。でも国の方はこの書類があるということを知っていたようです。復帰後、すぐに国会図書館の職員がこの文書の調査に来たことがありました。そして当時、マイクロフィルムを使って資料を撮影する業者は、沖縄にはおりませんでしたので、東京の方からわざわざ招いて撮影をいたしました。使ったカメラは後に公文書館に寄贈され、公文書館のマイクロ室の入り口に現在展示されております。今でもマイクロフィルムの撮影ができる機械として整備されております。

旭町の倉庫に運び込まれた文書の中には、米軍の軍雇用員カードというのもありました。これも会場入り口の方に展示されておりますが、この軍雇用員カードというのは、復帰後、軍雇用員が解雇されたときに大きな役割を果たしました。いわゆる再就職のための履歴証明に使われまして、あるいは退職金請求のときの資料として使われております。退職金のときなどは、本人や事務を預かっている県の職員が考えた以上の退職金が支給されたようです。このように公文書は普通一般人たちは研究者、学術面だけの研究資料として使われるものだと考えているようですが、そうではなくて、県民の財産や、あるいは権利の保護にも利用されることを実感いたしました。

また、県行政運営のためにも、この文書がかなり利用されました。細かいことは、ここでは説明できませんが、例えばトンネルの改修工事にボーリングの費用で1億円近くかかる費用が、文書が残っていたためにコピー代だけで済んだという事例もあります。いままでは県民の権利、財産等のお話でしたけれども、おそらくこれからは、公文書館にしか保存されてない琉球政府の文書を利用して、多くの研究が生まれてくるのではないかなと思っています。一例だけ挙げますと、琉球政府と米国民政府の往復文書を本格的に学術研究面で利用した方が現在の副知事・牧野副知事で、沖縄の経済についての論文を書いております。

それから文書学事課から引き継いだ書類の中に土地所有権申請書という資料があります。これも会場入り口の方に展示されておりますのであとでご覧になって下さい。土地所有権申請書は、土地調査事務局が保存していた文書でしたが、復帰後、沖縄の土地境界等の明確化事業で土地の明確化がなされたので、1950年、いわゆる琉球政府ができる以前、沖縄民政府がありましたが、そこで行われた土地所有権申請書は不要になったということで、廃棄に回されました。廃棄手続きの中、文書課の方にこの書類が回ってきたときに文書課の方としては、当時、文書学事課の方は琉球政府の文書も保存をしているというのに、琉球政府以前の文書を廃棄するわけにはいかないだろうということで、文書学事課の判断で廃棄を免れました。その資料が史料編集所に引き継がれ、現在は公文書館に保存されております。この土地所有権申請書は、歴史資料としての今後の利用価値も出てくると思います。現在は県民の財産である土地との関わりで頻りに利用されている文書です。土地に関する係争関係が出てくると、必ずこの文書の提出を裁判所が求めているということですので関係者はこの文書を利用することになります。ですから、公文書館にも利用者が結構足を運んでいるようです。これから普天間基地の移設の話もありますが、もし普天間基地の移設が実現したら、おそらくこの土地所有権申請書に関わりのある人々が利用しに来るのではないかなと思います。

県に引き継がれた琉球政府文書は、復帰後、沖縄県総務部文書学事課の管理下に置かれておりました。未整理のまま旭町の倉庫に高く積み上げられていましたが、復帰後、4～5カ年も経ちますと、県内の学術団体の方から琉球政府文書の整理を早目にしてほしいという声が出てまいりました。文書学事課では保存を決定したこともありましたので、「琉球政府文書整理5か年計画」という計画を策定して、琉球政府に勤めていた文書とかかわる仕事をしてきた人たちを何名か雇い、整理にあたらせたわけですがそれでも思うようにはいきませんでした。琉球政府文書を全体的にどういう形で整理していくかという見通しも当時はありませんでした。それで整理を担当していた文書学事課としても、なかなかうまくいかないということで困ってしまいました。それで知恵を絞って出てきたのが、いわゆる文書学事課の直轄事業として整理するよりは、民間に委託して、将来は琉球政府文書をマイクロフィルムに収めて整理できないかということになり、文書学事課は沖縄のマイクロフィルムの業者に頼んで整理から撮影までをお願いするという形で文書の整理が行われるようになりました。

ですから、今、考えてみると民活とでも言うのでしょうか、民間の力を借りて整理をしていこうということの先駆けになったのだと思います。というのは、公文書を民間の業者に整理させるということは、当時としては思いもよらないことでした。また、そういうことを考えたこともなかったと思います。しかし、それが文書課の大変勇気のある決断だったと思います。琉球政府文書の整理を民間の業者に委託することになり、1978年「琉球政府文書の分類整理及び編さんに関する事業」¹の5か年計画をスタートさせております。

一方、私たち史料編集所は非公式ではありましたが、文書学事課の方で整理保存するよりは、歴史資料を扱っている史料編集所に書類を移管してくれないかという話を何度かしたことがありますが、文書学事課としては、自分たちの手で保存し、それから公開をするための施設をつくるので、すぐ渡すわけにはいかないということでした。それで保存を巡っては文書課と史料編集所はあえてどちらがいいかという綱引きはいたしませんでした。だけど、しばらくして文書課と史料編集所の話し合いがもたれて、当時の総務部の次長から琉球政府文書を文書学事課で整理するよりは、歴史資料として史料編集所に移管して、史料編集所で整理、保存をした方がいいのではないかなという提案

¹ 「琉球政府文書の分類整理及び編さんに関する事業」

がありました。そこで総務部、教育委員会の内部で調整をしまして、教育委員会の方に業務が移されて、この公文書館が設立されて文書が公文書館に移るまで、教育委員会で整理保存することになりました。

それから保存面ですが、旭町にありました倉庫は、保存施設としては大変悪い条件がいくつか重なっていました。古い建物でしたので、雨漏りはするし白蟻の被害も出ていました。それから大雨になりますと、外から水が書庫内に入ってくるという状況でした。最悪なのは、台風のとくに満潮とかち合うと、トイレの汚水が噴水のようにわき出てきたのです。それが事務室と書庫の間にちょっとした浸水防止用の仕切がありましたが、それを飛び越えてどんどん書庫に入ってくるという状況で、その時には教育委員会の文化課や総務課の職員も動員して汚水を書庫からくみ出したこともありました。

こういう災害のことがマスコミに報道され、朝日新聞社の方が調査に来まして、「朝日新聞」で琉球政府文書の保存のことが大きく報じられるようになりました²。

2 保管場所の確保

私たち史料編集所にとっては、文書の保存施設を確保するという事は、日常の業務になっていたといっても過言ではありません。そういうことなどでいろいろ探し当てて、首里に県立盲学校がありました。その盲学校が移転をした後、県立聾学校がその建物を使っており学校の寄宿舎が未使用になっていることを県教育庁施設課を通して情報を得、この寄宿舎を貸してもらいました。現状変更しないということで大きな段ボール箱799箱を1983年に旭町の倉庫から移動させました。移動させてほっとしたと思ったら、今度は現在のパレットくもじのところに公害衛生研究所という古い建物があり、そこにも整理したかなりの琉政文書を保存してありましたけれども、そこの方も移動させてほしいという要求がありました。それでこれも移動させなければならないということになりました。施設はない、借りている施設からは追い出されるという大変な状況でした。幸いに環境保健部が公害衛生研究所を管理しておりましたので、事情を話したら、旭町に自分たちの管理している旧薬品倉庫があって、何も使っていないから、そこを使いなさいということで、急きよその薬品倉庫に整理された文書を運び込みました。だけど、この薬品倉庫も僻地医療の備品を入れる場所になるから、一年足らずで出ていってほしいと言われて、また旭町の倉庫に押し込むようにして積み上げていったことを覚えております。首里の聾学校跡はしばらく使用できるだろうと思いましたが、ここの方も首里東高校を建設するのですぐ移してほしいということになりました。やはり落ち着くところは旭町の大変条件の悪い場所に移さざるを得ませんでした。こういうふうに琉球政府文書というのは、旭町の倉庫を核にして空いている施設が見つかるそこへ移す。そこを追い出されると、また戻す。また、みつけると他所へ移すということの繰り返しをしておりました。

それで県立図書館が復帰後、新しい図書館に改築されましたので、図書館の方に一部でもいいから空いている書庫があったら貸してほしいと頼み込み、当時1,000箱余りでしてでしょうか、会計検査院の書類がありましたので、それを図書館の方に移して保存しました。他所の施設を使うわけですから、図書館が必要なときはすぐ出ていきなさいという条件はついていました。幸か不幸か図書館に文書を移した翌月の1986年4月、独立していた沖縄史料編集所が図書館に併合されました。ですから、これまで琉政文書は史料編集所が面倒をみなければいけませんでした。史料編集所が図書館に併合されましたので、図書館として管理するということになり、図書館に移動した書類は当分の間は移動させる必要はないと判断しほっとしたのを覚えています。

ところがまた保存施設について新たな問題が持ち上がりました。それは旭町の倉庫一帯に区画整理事業が入りまして、建物そのものを撤去しなければならなくなりました。それで史料編集所の職員が手分けして、いろいろ施設を探しました。情報を得て兼城の結核療養所跡もみえました。その他の施設、医学図書館というのがありましたので、その医学図書館の跡もみえました。ちょっと狭い感じがしました。そうこうしているうちに旧県立那覇病院が空いていて、しばらく使わないという情報を得ましたので、現在の県立那覇病院と交渉して、旧県立病院の1階部分を何とか借りることが

² 「汚損するまま琉球政府文書 - 異民族支配暴くカギ」(朝日新聞 1982年9月6日)

できました。旭町の文書を全部移しました。図書館以外に保存していた文書も全部旧県立那覇病院跡に移すことができました。

それと同時に雨が降っても、台風が来てもしばらく浸水だとか、雨漏りだとか、そういうような心配はしなくてもよいことになりました。そしてこの旧県立那覇病院跡に収めた文書は、この県公文書館ができるまでそこに保存されていました。現在、そういう文書は全部公文書館の方で保存をされており、このようにいろいろな移り変わりがありましたけれども、琉球政府文書の保存というのは、史料編集所だけでなされたわけではなく、他局の文書課、復帰後は文書学事課、あるいは教育委員会のいろんな部局、いろいろな人たちが協力する中で保存がなされてきました。そしてそういう文書がやがて県公文書館をつくるきっかけになり、引き継がれていきました。先程も言いましたように文書の保存は沖縄史料編集所だけでできるものではなく、いろんな機関の力を借りました。ですから、保存施設で非常に苦しかったときにも他の部局に相談をすると大変同情的で、自分のところが空いているから使ってほしいというふうなことで、そういう協力を得てきました。

時間も残り少なくなりましたので急ぎますが、県に復帰して後の県政文書をどうするかということも編集所の方で問題になりました。史料編集所の業務は琉球政府の文書のことだけでしたけれども、県移行後の文書はどうするかということで、これも議論をいたしました。琉球政府文書は保存されているのに沖縄県移行後の文書はないということになれば、後世の人たちに説明がつかないだろうということになり、業務ではないけれども、史料編集所職員の了解で、あるいは文書学事課とも相談をして集めようではないかということになりました。県移行後の文書は本当に業務外でしたが収集してきました。その際にも文書学事課の方は大変協力的でした。しかも書庫がないと言いますと、西町にあった文書学事課の文書保管庫の一部を貸してくれました。

それから教育庁の方が、奥武山の陸上競技場スタンドの下の空部屋を貸してくれたので、そこへ運び込みました。教育庁の上司から、よく史料編集所の業務でもないのに何故県政の文書も集めるのだというような皮肉を言われたことがありますが、その度に県政文書の保存について説明をしました。上司の方は見て見ぬふりをしていたと思います。そういう仕事をしていても何の大きなクレームもつかずに保存ができました。

最後に申し上げたいことは、現在、市町村合併が進んで、文書の廃棄、散逸が大変心配されております。ただ一部の機関だけでそれを一生懸命やろうとしてもかなり無理な面があります。どうしても市町村ですと、文書課とか、文書関係の係だとか、そういう人たちを保存のために巻き込んでいかなければなかなか保存していくのは難しいと思います。だけど、最近は文書保存のことがだんだん定着しつつありますので、市町村の方は合併することによって、古い施設に空きが出てくるはずで、その施設が利用できるものと思っています。今度は学校の生徒数の減少で空いている教室も出てくるはずで、ですから、そういうところに文書を持ち込んで、そしてしばらく寝かせていて、あとでゆっくり整理の検討はしてもいいのではないかと思います。しかし、何でもかんでも残すのかということになると、地域によっては抵抗があるかと思しますので、やはり今から何を残すべきか、という検討も必要ではないでしょうか。時間は過ぎてしまいましたので申し訳ありません。これで終わります。ありがとうございます。

《休 憩》



会場風景

シンポジウム

幸地

これからパネルディスカッションに入ります。コーディネーターを努めていただきますのは、大城将保様です。大城様は新沖縄県史の編集委員です。講師の皆様の詳しい紹介はお配りしたレジュームをご覧ください。パネリストには、現在作家として活躍されています大城立裕様、元県職員で琉球政府文書を保存するときの文書係長であった津波古充勝様、現在沖縄市の市史編集に携わっておられる恩河尚様、今日は市町村の文書保存の立場から発表していただきます。それでは、大城将保様、よろしく申し上げます。

大城将保（進行）

皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました大城将保です。今日はたくさんお出でいただきまして、大変ありがとうございます。先程は金城功さんから、琉政文書の保存の問題や文書の引き継ぎや文書館が設立されるまでの経緯をきちんと整理されて全体像がかなり浮かび上がってきましたが、これからはその当時、実際に現場において大きなお仕事を担われてきた当時に発言していただきます。



大城将保氏

津波古充勝（パネリスト）

津波古でございます。ただいま琉球政府文書が復帰にあたってどういうふう処理されたかというところでございますけれども、私も県の職員として、琉球政府文書との関わりについてご説明申し上げ、その後に琉政文書がどういうふう引き継がれたか。それから民間委託に至るまでの経過を説明させていただきます。

私は、1965年（昭和40年）当時、琉球政府総務局渉外広報部文書課に2級一般事務職ということで、公報発行の業務に携わってきました。「公報」は、ピーアールの「広報」ではなくて、公の「公報」です。琉球政府の発行する立法、規則等の公布事務、当時は行政主席が署名し公布して、琉球政府公報を発行する業務や文書の管理等を担当しておりました。それを約4年ばかり携わりました。ちょうど復帰のときには、総務局渉外広報部の渉外課の方に移りました。復帰と同時に総務部渉外課の文書係長に配属になりました。1973年（昭和48年）4月に、1年ちょっとで文書課文書係長となりました。昭和49年に文書課から、文書学事課に名前が変わりましたが、即ち復帰前は総務局渉外広報部文書課で、復帰後は一時期、総務部文書課でした。私の記憶では1974年（昭和49年）の行政組織改正により、総務部文書学事課になったのではないかと思います。以後、文書学事課ということになっております。復帰後9年ばかり文書事務を担当させていただきました。そういうことで文書の管理保存に関係してまいりました。沖縄の復帰が決まりますと、1970年には復帰対策室等ができて、琉球政府の財産とか、あるいは制度の移行、あるいは人事とかいろいろと復帰に伴う問題も出てまいりました。日本政府に対する建議書等々も作成しましたが、いまから考えますと、琉政文書の整理につきましては、その事後の処理、予算、組織体制等ができてなくて、結果的に琉政文書の整理に約16年かかってしまいました。琉政文書と私との関わりはいま申し上げました。さて、どのような手続きで琉政文書が引き継がれたかということをお申し上げますと、復帰が72年5月15日ですから5カ月前の72年1月に、当時の総務局長から各部局長に対して、公文書類の引き継ぎ要領について依命通達を出しました。

その内容は、72年2月1日現在各部局が保有する完結文書、それから行政資料、あるいは公印等について、全て文書課に報告することの依命通達でございます。また、完結文書の管理要領については、これは文書管理規程が当時もありましたので、この保存、区分規程に基づいて、ちゃんと編纂して引き継ぎするようにとの通達です。この中に手続き関係をいれまして、公文書類の引継要領ということを作成しました。引継要領につきましては、基本的なところだけを申し上げますと、引継文書の基本方針というのを引継要領の中でうたい、現在及び復帰直前に琉球政府が保有する、次の文書を全て県に引き継ぐということにしました。大体4項目ぐらいありました。先に依命通達で2月1日現在保有する文書と、これから5カ月ぐらい復帰の準備期間がありますから、この期間に発生する文書等についても県政に相当する琉政文書は全て県に引き継ぐということです。

その一点目は、市町村や公社公団等、対外機関から琉球政府が受けた文書、これも県に引き継ぐ

こと。それから米国民政府、高等弁務官府及びその前身機関等から琉球政府及びその前身機関等が受けた文書や国政に相当する文書であっても、琉球政府が当時処理したものについては、その完結した文書及び保存年限が過ぎた文書についても、県に引き継ぐというように明確に提示しました。更に、国や県に引き継ぐ事案に係る文書も現地保存とすること。つまり、沖縄県に保存するというところでございますが、その場合、国政に係るものは国の出先機関が沖縄県にありますから、その当該出先機関に引き継ぐものとする事です。

その二点目は、琉球政府各機関が2月1日現在保有する保存年限を過ぎた文書についても、県内の当該出先機関に引き継ぐとしました。また三点目として、琉球政府各機関が現在保存する文書、完結又は保存年限を過ぎたものであっても廃棄しないということにしました。結局は72年1月までは琉球政府が保有している文書を整理し、72年2月から5月15日まで文書は全部保存し廃棄しないようにしました。その結果、残ったものが琉政文書でございます。この文書につきましては、先程基調講演の中で金城さんからお話がありましたが、手続き等はそのようにしました。しかし実際どういうふうになされたかといえますと、1973年(昭和48年)私が文書係長になったときには物資保管所等々に書類は山積しており、全く手が付けられない状態でした。管理部門というのは財政、予算等の面では、文書学事課というのは非常に地味な部署でした。通常業務は、文書の手続き関係、指導事務ですから、なかなか予算等がつかなくて、琉政文書はそのままずっと置かれていました。ところが各部署から閲覧要求がいろいろありまして裁判関係の原本を出しなさいとか、退職金関係文書や土地関係の文書なども要求されたりしました。そういうことで、関係部局からずっとお叱りを受けていました。また、相当財政課等を説得しまして、組織も作れないし、人間もよしてくれませんか、賃金職員を7~8名雇いまして、この文書の整理ではなくて棚の整理、そういうことを進めました。基調講演で話がありましたように昭和51年頃、文書の編纂の保存規程5カ年計画を作りました。

当時、行政文書の委託業務は全く考えられないことでしたし、独自でやるべきだというのが本筋でした。なぜ独自で整理しなくて民間に委託するのかとかいろいろ質問されました。その理由は、公文書を捨てられたら困るのではないとか、秘密を漏洩されたら困るのではないとか、そういうような理由で文書学事課のほうでやりなさいということでした。そうは言っても人もつけてくれませんか、組織もつけてくれませんか。文書学事課は県政移行後も通常業務をやらなければいけませんし、これが荷物になっておりました。そこで考えたのが賃金職員をもっと増やして、どうにか賃金職員だけやれないかということ、この5カ年計画の中では、結局これは賃金職員を増やす以外ないということになり、財政課を説得して、13名程賃金職員を採用しました。その賃金職員を2班に分けて、班長は当時の総務課長が文書管理の責任者でしたから、総務課長でお辞めになった方々にお願ひしまして整理を始めました。そういうことで2カ年程は文書の整理を実施しましたが、どうしてもそれがうまい具合いきませんでした。そうすると、民間に委託したほうがよいのではないかということになり、当時の財政課の担当者は、これは量的にどのくらいあるのか、何年で整理できるのかと、いろいろ問題点を提起されました。私どもは当時の文書の引き継ぎはトラック何台分とか、小型トラックの何台分、段ボール箱の何個とか、そういう形で集めたのだと話しました。琉球政府文書は捨てずに取っておくとか、取りに行くという形で、集めたものですから、ましてや量的なものやそれをいつ頃までに整理できるかということなど、それは判断できませんでした。また、財政課として予算を認めるには、こんな計画では出来ないということになりまして、まず13名位の賃金職員で一応やってみましたが、それで結果として2カ年で文書学事課独自では出来ないと判断しました。その後昭和53年には民間への業務委託という話になりました。

そこで民間への委託の話になりますが、今から考えますと一般競争入札とか或いは指名競争入札、随意契約ということもありますが、これを受託したのは沖縄マイクロセンターという会社でした。同社は以前から琉球政府文書のマイクロ化をやるべきだといっていて非常に協力的で同社の当時の部長でした渡口さんがこれだけの資料をぜひ自分達で整理してみたいと申し出がありました。当時は見積も取れませんが、見てびっくり



津波古充勝氏

してみんな帰るような状態でした。当然文書のマイクロ撮影の事も延長線にありまして琉政文書も整理してもらおうようになりました。そういうことで昭和53年に民間への業務委託となりました。大体経過はそういうことでございます。

大城立裕 (パネリスト)

私が琉球政府公務員研修所から沖縄史料編集所へ転勤になりましたのが、復帰の前の年、1971年9月でございました。沖縄史料編集所では沖縄県史の編集がルーティーンな大きな仕事ですけども、復帰前だということで、琉球政府の文書をどうするかということが新たな課題になってきました。それで、その頃から文書課長と連絡を取りまして、その計画を立てていったわけです。幸い当時の文書課長は照屋榮一さんと言って非常に文書記録に熱心な方でありまして、彼の著書がフロアに展示されておりますけれども行政機構変遷史や琉球政府の職員の名簿のようなものまで実に綿密に記録を残しており、そういう奇妙な公務員でございましたけれども、彼と連絡をよく取って進めていきました。

照屋榮一さんについて、ちょっと付け加えておきますと、沖縄県庁の看板、看板といいますが、石碑が建っておりますが、あれを用意したり、それから古い沖縄県庁の建物、その前は琉球政府の建物だったわけですが、あの表玄関のところの一つ青銅のパネルがありました。これは何のパネルかと言いますと、アメリカ民政府、第一庁舎と言っておりますが、その4階建ての3階、4階をアメリカ民政府が使っている。そして下2階だけを琉球政府が使っているのですけれども、書かれておりますのは、アメリカ民政府から琉球政府へ献呈されたものであると、非常に恩着せがましい表現になっておりまして、これをどうするかということをお話を照屋榮一さんから相談を受けまして、二人で相談いたしました。県立博物館に保存しておこうということで、それと同時にいろんな部局の公印があり、その公印もそのままほうっておくと捨てられるということで、博物館に入れたり、史料編集所に入れたり、とにかく動乱の時期でございますけれども、あまり整理された状況ではないなかで、とにかく保存しようということで働いたことを覚えております。

復帰のときに沖縄史料編集所が将来公文書館を造らなければならないということで、その少し前、私が行ってからその運動を始めました。そのときに保存すべき文書として考えられたのは、大きく分けて2種類です。一つは国の機関の文書、国の機関の沖縄の出張所と言いますか、裁判所も税関も出入管理部もいろいろあります。その国の機関の沖縄で作られた文書の一切、それと琉球政府の文書、沖縄県に引き継がれなくてもいい文書、その2種類があるわけです。そのときに私が一番さっと頭の中に浮かびましたのは、国の文書の中で、私、実はそれまでの私の経歴といたしまして、琉球政府通産局の通商課長でいた経歴があるものですから、さっと私の頭に浮かびましたのは税関の書類です。これは膨大なものですよ。沖縄住民の使った物資の75%は日本から、地元産というのはほとんどありません。ほとんど輸入、輸入の中でも日本から入ったのが75%ですけども、その輸入関係の書類、それに少量ながら輸出関係の書類もありますけれども、あわせて税関の書類が大変な量ですよ。それが頭の中に浮かびまして、これはどうするのだろうと。それからさらに出入管理部の出国旅行申請書、旅行申請書の書類、実際に旅行が実行されたかどうかは別にして、それ以前の申請書があるわけですよ。これはあまり全体に役に立つわけではないのです。実際に旅行されてない向きもあるものですから、とはいえ、とりあえずこれは集めなければならないということで、復帰の日、復帰を挟んで3日間大変でした。琉球政府のトラックを数台借りまして、あちらこちら税関に行き、出入管理部に行き、裁判所に行きという、いろいろなところを駆け回りまして、トラックで運んでくるわけですよ。旅行申請には個人の写真がついているので、写真が風で飛ぶわけですが、剥がれたのがありますので、それが風で飛ぶと律義にそれを追いかけて拾い集めてくるというふうなことも覚えております。とにかく物理的に全部集めておくのだということで、復帰の3日間でできるだけのことをやりました。それをどこそこに収める云々ということは、先程金城さんのお話の中でありました。

復帰してからの一つの問題は、各部局で年末に大掃除をいたします。大掃除をいたしまして、その部局自体で保存しなくてもいいものはみんな廊下に出します。廊下に出すのは、こちらはいたゞきに行きます。廊下に掃除のおばさんたちと奪い合いのようなこともいたしました。それをもらいに行きますと、同じ時間帯に部屋の中では、その部局の職員が御用納めの乾杯をしているということが数年続きました。次第に減っていきますけれども、そのときから私どもよく考えましたのは、

保存期間、琉球政府、あるいは沖縄県の文書保存規程というのがありますが、どのような書類のものは5年保存、どのような書類のものは10年保存、永久保存とありますけれども、これが本当に理論的に組み立てられているのだろうかという疑問を持ったこともあります。これはあとで話題になるかと思いますが、市町村の方でもよほど理論的に組み立てる体制を取っておかれた方がいいのではないかと私は思っております。

それから先程津波古さんからお話がありましたように琉球政府の文書を沖縄マイクロセンターに整理を委託したわけですが、マイクロセンターが作った目録の簿冊の数が最初は27万冊と言われましたが、あとで最終的には16万冊になったようですけれども、それはいちいちその簿冊の中の文書を沖縄マイクロセンターの整理で全部記録されているわけです。その記録した簿冊、これは元の簿冊のままのリストのコピーです。文書のリストです。このリストの中で、これは先程申し上げましたように税関の文書、それから出入管理の文書、これは全部残すにも及ばないだろうという素朴な問題意識が一つあるわけです。

それから各部署でも消耗品の受け払いの文書などは、そんなに残すにも及ばないだろうと、あれは沖縄歴史の資料としてはそれほど要らないだろうというような細かい文書の分類が非常に気になりまして、それをとにかく将来、これから先、沖縄マイクロセンターが最終的に整理すべきはどれだけのものであるかということ、その前のものは仮整理、仮の簿冊なんですよ。これから最終的な簿冊にリファイン、整理し直していくためには、いちいち文書を残すか、残さないかということでチェックしていこうということで、実は総務局の次長、大城信一さん、今は沖縄キリスト教学院大学の理事長です。大城信一さんの後任として仲里全輝さん、今は商工会議所の専務さんですが、このお二人と毎週土曜日の午後だけ、私と二人で何カ月間でしたか、いちいちチェックいたしました。27万簿冊の中の文書をチェックしていきました。それが1981年でしたか、琉球民政府の文書の思い出もありますけれども、琉球政府のものに限ることにして、これだけで終わります。



大城立裕氏

大城将保

今度は公文書館の設立構想が浮かびあがって、そして現在の公文書館につながっていくプロセス、その辺りを金城さんにもうちょっと具体的にお話をさせていただければと思います。

金城功 (オブザーバー)

沖縄における公文書館の設立については、先の話ではほとんどしませんでしたので、簡単に歴史的な経緯をお話しておきたいと思います。最初、沖縄の方で公文書館、当時、最初は資料館という呼び方でしたが、途中で文書館、いや文書館ではいけないだろう、公文書館というふうなことで、教育庁内に総合文化センターという計画がありました。その中の1機関として文書館をつくらうのではないかという話があって、かなり具体的な構想までできたのですけれども、結局は大きな計画でしたので、計画倒れと言うのでしょうか、そういうことでその話は消えてしまいました。その後、史料編集所としては機会あるごとに県の財政あたりにぜひ文書館でなければ、琉球政府文書を保存する施設だけでもいいからつくってほしいというお願いをしたら、法的根拠がないということで問題になりませんでした。今、法的根拠があってもやれない仕事がたくさんある。文書を保存するという法的根拠がないから、皆さんの要求は駄目だと、とにかく話も聞いてくれない状況でした。

そういう状況でしたが、1989年(昭和62年)の暮れに参議院議員の岩上二郎さんという先生がいらっしゃいました。その先生が一生懸命になって、他の議員の先生方を説得して、議員立法という形で公文書館法というのが成立いたしました。そしてその翌年、沖縄で全国歴史資料保存利用機関連絡会議という大変長い名前の協議会ですが、簡単に全史料協と言っておりますけれども、その総会がありまして、そのときに岩上先生も沖縄までいらっしゃいました。そして琉球政府の文書をご覧になり、それから整理されているのをご覧になり、この文書はぜひ残しておくべきだというふうな話が持ち上がりまして、どういう経過か知りませんが、その年の予算要求の中に公文書館設立に向けての調査費というのがつくようになりました。そして県の教育委員会の方で公文書館の設立についてのいろんな準備が進められておりましたけれども、途中で知事が交代して、大田知事が就任した時点で教育委員会では荷が重すぎるだろうということで、総務部の方にこの計画が移っ

ていきます。そういうことで総務部の方で計画を練り直して、最初教育委員会でやったときは、確かに5,000平米足らずでしたが、今の建物にすれば、その半分ぐらいの構想であったと思います。だけど、知事部局に移ってからいろいろ構想を練って、現在のようにこの建物約1万平米ぐらいひょっとしたらあるのではないかと思いますけれども、そういうふうな大きな公文書館ができたことになります。組織の中でそういう施設をつくるうというときには、一番感じたのは県の場合は法的根拠があるかないか。法的根拠がなければ、取り付く島もないというのが実感として残っております。市町村で言えば現在法的根拠はありますから、あるいは条例等の改正でそれが可能になっていくのではないかなというように感じました。その他ありますが、基調講演の中では一言も触れませんでしたので、それだけを付け加えておきたいと思います。

大城将保

ありがとうございました。ただいまは琉政文書を中心にした、沖縄県のレベルでの文書の保存、引き継ぎ、そして公文書館への移行という流れでしたが、一方、市町村の方でもいろんな問題、悩みを抱えておりました。しかも、これは今日のシンポジウムはいま現在、あるいはこれからどうしていったらいいのかという、そういう問題を実は頭に置きながら進めておまして、平成の大合併の現在、市町村においてどうなっていくのかという非常に緊急な課題を抱えております。そういう意味でも市町村では一体こういう行政文書の保存はどうやっていったのかということ、これから沖縄市の恩河尚さんに話していただきたいと思います。よろしくお願いします。

恩河尚 (パネリスト)

こんにちは。沖縄市の恩河です。沖縄市というところは、特に他の市町村と比べて、特別に文書収集とか進んでいるということではありませんが、当初、公文書館の方から少しシンポジウムで喋ってくれというお話をいただいたときに、なぜ沖縄市だろうと考えましたが、沖縄市はいろいろ試行錯誤で文書収集をやってきましたので、反面教師として少しは役に立てればいいかなということで、お引き受けいたしました。



恩河 尚氏

沖縄市が廃棄文書を集めるようになったのは市史編集事業が始まって2年後ぐらい、1983年(昭和58年)ぐらいから文書収集を始めています。その頃は漠然として、どうしても市史編集をやる上で文書というのは必要になってくるだろうというふうにあまり緊張感がない形で始めていました。

ところが、ある日のこと、先輩の職員から大変ショックな話を聞かされました。何かと言いますと、沖縄市というところをご存じだと思いますが、1974年(昭和49年)に旧コザ市と美里村というのが合併してできた新しい街です。その合併のときにトラック5台分ぐらい旧コザ市と美里村の文書を捨てたという職員がいました。これは大変だということで、それからは真剣に廃棄文書を集めるようになりました。当時、役所に入ったばかりで右も左もわかりませんでしたので、各支所から廃棄文書を職員が集めてくるのですが、そのトラックに積む直前に我々の市史編集のスタッフが行って、箱を空けて、これ要らない、これ要るということで、トラックの面前でやりました。同僚の職員とか、先輩からは廃品回収業者とか、スクラップ業者とからかわれたりしましたが、それでもせつせと集めました。そのような中である日突然気づきました。それは何かと言うと、我々がやっている作業というのは違法ではないかと。というのは、どういうことかと言いますと、役所には文書取扱規程というのがあって、例えば文書は何年残しなさいとか決められています。また、それとは別個に廃棄の規程もあります。保存年限が過ぎたら捨てなさいという条文もあります。ちなみに沖縄市の規程を紹介しますと、廃棄文書の処分というのがあります。文書取扱規程の第60条ですが、この前条の規程というのは、文書が保存年限を経過したら捨てなさいという規程ですけれども、その前条の規程により、廃棄決定した文書で機密に属するものについては裁断、要するにシュレッダーにかけたり、あるいは焼却処分したり、その他のものについては、他に利用されないよう最善の方法によって処分しなさいと書いてあります。つまり我々は廃棄処分が決定された文書を集めていることになるわけです。手続き上、これらの文書は廃棄されたことになっているのです。ところが、実際には市史編集室が持っているわけです。この矛盾に気づいて非常に愕然としました。それで少し知恵が付きまして、同じく文書取扱規程の中にこういうのを入れてみました。文書取扱規程の

10条に、例えば第1種というのは永年保存しなさいと、第2種は10年保存、それから第3種は5年保存とか書かれているのですが、その第1種永年保存の方に市史編集の資料となる重要書類というのは第1種に属するのだと、つまり永年に残すのだという意味表示を文書の中でやったわけです。これが市史編集で廃棄文書を取る法的な根拠の一つになっています。

ですから、県の公文書館が去年行った各市町村へのアンケートでも、見る限り文書取扱規程の中に市町村史編集の資料となる文書は残す規程がない市町村がいくつかありましたので、少し参考にしていただければいいかなと思います。

それから先程金城さんのお話にもありましたが、昭和63年6月1日施行でしたか、公文書館法というのができて、その中でも歴史の資料となる文書を残しなさいという法的な義務ではありませんが、責務がうたわれております。沖縄市は文書取扱規程と公文書館法、この2点でもって収集の法的根拠にしています。そのように少しずつ集めていきましたが、だんだん文書が増えていきます。これは役所に置けなくなります。それでどうしたかと言うと、沖縄市は市内の小学校に空き教室がありましたので、そこをお借りして文書を保管してもらいました。その頃、役所の具体的な計画にはなかったのですが、私個人的には公文書館、あるいは地域文書館というのを何とか造って、その中で市史編集事業をやれないかということを考えていました。これが1回目の文書移管です。その後、沖縄警察署が新庁舎を造るということで、今のコザの総合運動公園ですが、その一角に仮移転しました。そのときに建てたプレハブが相当数あったので、ちょうど我々が借りている小学校もそろそろ使いたいので空き教室を返してくれといわれていましたので、これ幸いということで、警察署が使っていたコザ運動公園内のプレハブをしばらく使わせていただくことになりました。

それから1992年(平成4年)になりますが、機構改革がありまして、平和文化振興課というのができました。当時の市長の政策課でしたが、その課に移って翌年、平成5年に沖縄市は新しい新庁舎ができました。その地下3階にすごく大きな倉庫があって、幸いにそこを借りることができプレハブから文書を移しました。その頃、沖縄市は戦後の街ですから、戦後をテーマにした戦後文化資料館という博物館みたいな施設を造ろうという構想があり、公文書館はおそらく造れないのではないかということ言われていましたので、戦後文化資料館の中に公文書館的な機能を持たし、そこに市史編集機能も入れたらどうかというようなことを考えました。

それから、1997年(平成9年)12月に介護保険法というのができ、その2年後に沖縄市も介護保険が始まるということで、我々が使っていた地下3階の倉庫を事務所にするので、どこかへ移ってくれと言われてましたので、また市内の中学校の空き教室を探し、その方に移して今に至っています。そのときに中学校から出された条件として、ただ文書の倉庫にしたら困るという学校側からの要請があって、借りた4教室のうちの1教室は中学校の周辺の歴史とか、文化が勉強できるような展示室を併設しました。

それから平成12年度には機構改革があって、平和文化振興課というのがなくなり、総務課に移って現在に至っています。総務課というのは、総務法政担当と、情報公開担当、防災担当、それから市史編集担当という4つの係からなっておりまして、今、市史編集や文書保存にとっては都合のよい位置にあるかと思います。どういうことかと言いますと、廃品回収業と言われた頃の苦労がいま全くなりませんでした。総務法政担当から今年度廃棄する文書はこれだけですというリストが回ってくるようになりました。今はまず最初にリストでチェックします。チェックしてこれが必要かどうか迷った場合など、次は現物を見に行きます。現物を見て、これは移管、これは廃棄ということを判断しています。最終的に廃棄する製紙会社に運ばれて行くまで、約1カ月かけて選別しています。毎年段ボール箱約1,000箱、廃棄文書が発生しますが、約1カ月かけて文書の収集を行っています。現在、今年度の廃棄処分が終わって、大体、段ボール箱で約2,400箱、簿冊にすると約24,000簿冊保管しています。

大城将保

どうもありがとうございました。これからもう一度4名の方々に、これまでの体験、経験を通して、どうしてもこれだけは皆さんにお伝えしておきたい、強調しておきたいというポイントを挙げていただきたいのですが、それを考えている間にちょっと私の方でコメントさせていただきませうけれども、いままで4人の方の発言、あるいは経験談をざっと総合してみますと、本当に隔世の感があります。こんな立派な明るい施設の公文書館で、今から30数年前の老朽施設を転々としていたヤ

ドカリ時代、私もその一人だったわけですが、本当に惨めな思いをして、掃除のおばさんたちと喧嘩みたいな奪い合いをしながら、公文書を守ってきたというそういう時代を振り返りますと、本当に感無量という感じがします。この公文書館もはじめから法律とか、条例とか、規則があって、ここまで来たわけではないのです。実はないところから出発したということが、4名のお話の中で、皆さんの共通点として浮かび上がってきたと思います。そもそも日本に公文書を保存しなければならないという法律、すなわち公文書館法ができたのが1987年で、その頃、世界のユネスコに加盟している117国の中で、こういう法律を持っていない国は日本だけでした。世界に遅れている、ヨーロッパどころか、アジア、アフリカにも遅れて、日本にはそもそも公文書館という概念、それさえもなかったわけです。大事な情報はみんな国が囲って、国民には公開しない。利用させない、そうだったかどうかは知りませんが、強いて言うと、そういう状況でした。普通ヨーロッパでは図書館、博物館、美術館、それから公文書館、この4つの機関が揃ってないと一人前の都市とは言えないのです。地方都市でさえ、市町村の公文書館がなければ、市民の権利や財産を守っていく責務が果たせないという、そういうのが常識ですが、日本という国はいま申し上げたように非常に公文書館に関しては遅れていました。

したがって、沖縄で34年前に世変わりの日本復帰があったときに、やはりそういう法律とか前例がないわけです。琉政文書も最初から公文書館を造るために保存したのではなく、目の前にある行政文書を何とか保存しなければいけないという切羽詰まったものでした。振り返れば琉球処分の際の首里城明け渡しで、琉球王府の文書はみんな明治政府に持って行かれてしまった。それが関東大震災か何かでみんな焼失したわけですが、そういう轍を踏むまいとして、何とかしてこれは現地で保存しなければならない、公文書あるいは資料の現地保存の原則にたっているいろいろ交渉しながら、文書学事課と史料編集所が話し合いながら、その原則を打ち立てて、国に持って行くにしても、国が文書を保存するにしても、それは沖縄現地の国の機関に置かなければいけないという、これを貫き通してきた皆さんのご苦労がありました。法律や条例や規則ができる以前にまずその意識を持つということ。価値観をきちんと持つということ、そういう意識を現場の人たちが持ったか、持たないかによってトラック5台分捨てられるか、ちゃんと空き教室を利用して、文書館を造っていくかというその分かれ目になる、実はそういう問題にいま現在直面しているわけです。これから市町村合併が次々起こると、その中でそういう状況の中、特に私たちは何も過去の自慢話をしにきたわけでもないし、思い出話をしにきたわけではなくて、これから先のことに我々が体験したことが少しでも役立っていただければいいという、その教訓を今日は学ぶというのがシンポジウムのタイトルになっておりますが、ぜひそういうことでちょっとおこがましいようですが参考になればと思います。さて、それではもう一度、今度は席順、こちらの方から何かこれだけは特に皆さんへ、特に市町村やこれからご苦労される皆さんに強調しておきたいということがありましたらどうぞよろしく願います。

津波古

先程、琉政文書の引き継ぎ等についてご説明申し上げましたが、今、市町村合併等々で市町村名が消えていきます。そして、その公文書が散逸しないか。そのことも今日のテーマの一つなので、私の経験から話しますと、順序はどうなるかわかりませんが、まず各市町村においては、大体総務課が文書主管課ではないかなと思います。まずこの行政文書の整理とか、整理保存のための一つのプロジェクトか又は組織でも位置づけして整備計画等を立てた方が一番いいのではないかなと思います。これが1点目です。また、今いろいろ行革等で組織は小さくするという事になっていきますけれども、暫定的なプロジェクトの組織を作って、文書管理をいつまでに処理するという事を計画的にすすめてはどうかと思います。先程ちょっと申し上げましたが、琉政文書整理が大体16年ぐらいかかっております。そういう状態ですから、ぜひ組織を考えたほうがいいと思います。そのことが2点目です。今は、職員等もなかなか増やせませんから、これは嘱託等でも結構ですから、そのための予算をぜひ確保したほうがいいということです。

更に、いろいろ文書整理等に携わった専門家といいますが、あるいは仕事で実務経験のある方を嘱託員として配置していただいたほうがよいと思います。これが3点目です。もう一つは、組織の上では上司の方が理解しないと事は進みませんので、組織全体として文書の整理、その必要性を十分認知させるようにして、文書整理をみんなのものにしてもらうということ、これも必要で

はないかなと思います。文書を整理し、今後活用する方法ですが、みんなが利用しやすいシステムを考えることだと思います。このような経過を辿っている整理してきますと、これは何のために整理するかとなりますと、当然、県民のため市町村民のために、利活用して、公開してもらおうということになります。そのための広報活動を十分に行うことが大切だと思います。大体、私の経験からはそんなところかだと思います。

大城立裕

先程、文書保存規程ということをお話しました。恩河さんからは、廃棄の規程というお話も出ましたけれども、今度、市町村合併の際にそれが問題になりませんか、私は予想しております。というのは、各市町村によって分類が違いませんか、これは私の単なる憶測ですけれども、そうすると、A、B、Cの市町村が合併する際にAの市町村では、これは10年保存だけれども、Bの市町村では同じ文書がこれは廃棄ということになっていると、これは新たに生まれる新しい市町村の将来に影響はないだろうかというような危惧を抱いているわけです。従いまして、合併にあたっての文書の統合の際は、文書保存規程のすり合わせをまずしておく必要があるように思います。それだけ付け加えておきます。

恩河

文書取扱規程の件で少し補足しておきたいと思います。例えば市史編集にとって重要な書類を残すという文面を入れる場合、規程への挿入ですので、市町村ですと、条例を作る場合は議会の承認が必要ですが、それに対して文書取扱規程は条例のレベルではありませんので、比較的市町村長の専決処分、市長の決裁で、文書取扱規程の中に盛り込めます。非常に簡単な手続きですので、まだ未整備な市町村がありましたら、ぜひやっていただきたいと思います。もう一つは、このアンケートに関するのですが、各市町村へのアンケートを取ったときにどんな文書を残せばいいのかかわからないという意見がたくさんありました。もちろん私もわかりませんが、参考までに埼玉県に市町村史編纂連絡協議会という県内の市町村史編集に携わっている機関が集まって、情報の交流や研修会など行っている協議会があります。昭和50年ぐらいに埼玉協が創設されますが、当時、埼玉県内の市町村史がほとんどほぼ編集事業が終わりかけているという時期でした。市町村史編集事業の過程で集めた文書をどうするのかと、事業自体は終わるかもしれないけれども、集めた文書をどうするのかということが問題になり、地域文書館を造ろうという議論をしています。今日、私が持ってきましたのはその埼玉協が発行した2冊の本です。ひとつは地域文書館の設立に向けてという本です。その中で行政文書の収集についてという章があり、各自治体の成立、変遷の過程を知る上で重要な資料は残そうと明記してあります。

2番目に各自治体の総合基本計画、いわゆる総合計画、そういうものに関する資料は残すとか、いろいろ10項目ぐらい挙げてあります。具体的に藤沢市、ここは神奈川県で先駆的な文書館を造ったところですが、藤沢市の文書館、それから埼玉県立の文書館、東京都公文書館等が実際にどのような資料を廃棄、或いは保存しているのかが書かれています。非常にわかりやすい資料ですので、ぜひこれを参考にいただければと思います。おそらく市町村の図書館にはないと思いますが、市町村史をやっている事務局があればあると思いますので参考にしてください。もう一つは、地域には地域の歴史個性、文化個性があると思います。一般的には例えば総合計画の文書を集めるということですがそれだけではなくて、例えば沖縄市だと、戦後の街ですから、戦後の資料を全て残していくという意気込みでやっています。例えば、コザ暴動とか、毒ガス関係とか、Aサイン関係、そういった資料は絶対1点も逃さないというような意気込みで、最終的にはその地域のまちづくりにどう貢献していくかというのが市町村史編集事業のテーマだと思いますので、その地域個性を物語る資料というのは、ぜひ残してほしいと考えています。

金城

特別に付け加えるのはありませんが、皆さんがお話しましたので、ただ、琉球政府文書を収集して感じたのは、たくさんある文書の中から何を残し、何を廃棄するかというのは皆の大きな悩みだったと思います。収集する段階で、それがわかっていたら収集する文書もかなり量が減っていくのではないかと思います。

先程、大城さん、それから恩河さんが話したのもその辺のことだと思いますが、やはりお互い市町村のそういう文書担当者あたりの集まりを持って、基本的にどういうものを残すかというふうな

討議も必要ではないでしょうか。そのためには県の公文書館が音頭取りをして保存活動をしていくような方向づけをした方がいいのではないかなと思います。

それからいま一つ、公文書の整理を民間委託したことは、沖縄が確か最初で、全国の文書館関係者には大変な衝撃だったようですが、文書というのは普通職員がやるべきものを民間に委託するのは、機密漏洩はどうなるのか、信頼関係はどうなるのかと、いろいろ質問を受けたことがあります。これは、最後は委託する側と受ける側との信頼関係に頼るしか方法はないのかなという気がいたします。

だけど、もう一つ、他の県の公文書館、県によっては^{フンショカン}文書館・^{モンジョカン}文書館と言いますが、文書館が収蔵している資料というのほとんどが、いわゆる近世期の資料から明治の頃にかけてのものです。沖縄のようについ1カ月前、2カ月前使っていたような行政文書の保存というのは、その当時はほとんどありませんでした。現在はいろいろ収集して保存しているようだけれども、沖縄県で琉政文書を集めようというときには、そういう状況でした。ですから、近世期の資料、あるいは古文書がたくさん入っている明治期の資料の整理となると、これはやはり専門家の手を借りないと整理できないというふうなことを思っております。ただ今後おそらく沖縄県内の市町村あたりでも整理をしていくとなると、先程から話があるように職員は増えないということを考えると、やはり民間のそれなりの業者に委託をして整理するということが考えられると思います。現在、北谷町公文書館は、そういう形で整理をして一般町民に利用されております。

大城将保

さて、これからは会場の皆様のご意見を伺いたいと思いますが、まずその前に、私の方から少し公文書館の職員に質問をさせていただきます。ただいま市町村の行政文書の保存、或いは地域自治体、公文書館の話ができました。沖縄県の公文書館としては、市町村の行政文書はどういう扱いといいましょうか、どのような関係になってくるのか、少しお答えいただけますか。県と市町村の関係で言いますと、市町村ではこれはとても保存しきれないから、県の方で預かってくれともし言われた場合、県の公文書館としてはどうされるかということです。幸地さんにお願いします。これから、こういう形で質問をどんどん出していただきたいと思います。

幸地

今の市町村の文書については、基本的に市町村で保存管理し、利用していくということになっております。沖縄県公文書館も沖縄県文書については、自館で収集・選別、整理、保存利用することになります。基本的にはそういう公文書の収集、保存、利用については、それぞれの自治体で行うこととなります。公文書館法に基づくと、そういうことになっております。

大城将保

そういうことですので、困ったら県が面倒みるだろうというあまり甘い依頼心は持たないで、自分たちの村のこと、町のこと、市のことは自分たちでこれから一つの運動でも起こしてという、そういうおつもりでいたほうがいいのではないかなと思います。

質問 1

韓国関係の資料について質問します。ソウル大学が沖縄問題のプロジェクトチームを一昨年から立ち上げまして、琉球大学とか沖縄大学の関係者とシンポジウムを開催したりしています。それでよく戦後の沖縄関係、沖縄の米軍統治下の資料の問い合わせがあります。戦後の沖縄問題等、基本的な資料は所蔵しているのでしょうか。また、公文書館はアジア関係の資料に対してどのような考えを持っておられるのか、お伺いしたい。



会場の様子

長田

基本的に対応するという立場には変わりはありません。問題は当館がどのような資料を所蔵しているかです。沖縄県公文書館の所蔵資料には3つの大きな資料群があります。琉球政府文書と、米国民政府いわゆるユースカーといわれていますが、USCAR文書、それから復帰後の沖縄県文書です。また、戦前の沖縄県は66年くらいありますが、その県文書もわずかに寄贈されたものを中心に保存しております。ですから、韓国のソウル大学が必要とする資料が当館にあるのかどうかはわかりませんが、閲覧利用は自由ですので、どうぞご利用ください。私どもが持っている資料であれば対応は可能でございます。

質問 2

今日は貴重なお話ありがとうございました。津波古さんか金城さんにお伺いします。復帰直前、当時の琉球政府というのを沖縄県と国の機関に分けると、その引き継ぎについてお話がありましたが、以前、復帰の際に権限は国に移して、職員はどういう人数にするかとか、或いはどういう組織を国に戻すのかとかいう資料を公文書館で探したことがあったのですが、探し方のせいかもしれませんが、そういう資料は見つかりませんでした。今日のお話を伺って、もしかして国の方に引き継がれたのかもしれないと思いました。その当時、琉球政府をどういうふうに分けて、その権限と人員をどうしたのかという文書を調べるにはどのように探せばよいのでしょうか。

津波古

琉球政府からの県政移行まで、私は直接組織の担当ではないのですが、総務部にいた関係から、組織の機関別の移行ということでした。当時、琉球政府には法務局も主税局もありましたから、当然それは国家の業務になりました。従って原則は機関別移行ということになります。先ほどお話しましたが琉球政府で完結した文書は現地保存ということで県内の機関で保存するようにしました。ですから、一般文書の総括と文書事務の文書等は文書学事課、人事に関するのは人事課、それから会計に関するのは出納課、行政資料等については広報課と、各々所管は決めておりました。そして全体的なものは先ほど話したように復帰対策室において制度の移行、財産の移行、身分の移行等、全部を総括でやっておりました。また復帰にあたっては、諸々の問題点を復帰対策室から建議書というのを国に要請しました。大体、私が知る範囲は以上です。

大城将保

公文書館の非常に便利な点と言いますが、メリットというのは、今、お話がありましたようにいろんな部局によって縦割り、普段は縦割り行政ですから、文書の所在がみんな別々になっています。これを一堂に集めてみる機会というのは、ほとんどありません。ところが、公文書館の場合、これらを全部一極集中、中央集中でやっていきますから比較が出来ます。各文書の関連性がつかめる。ただ、結果だけではなくて、ある政策が作られていくプロセス、政策決定過程がこの部からこの部へ移ったということなども全部追跡できるというメリットがあります。公文書館というのは最終的には、そういう行政文書の全てを公文書館に集めておくと、あとから非常に便利な利用ができるというのも一つのポイントだと思います。

質問 3

恩河さんに質問します。文書を集めるときに清掃のおばさんといろいろ喧嘩したりしたとおっしゃいましたが、そういう収集の場で一般の方々とのやり取りの中で、どういうふうに文書をつめるのか、保存する意義みたいなことを一般の方に話したのかという具体的なエピソードがあれば、教えてください。

恩河

私は文書を収集するときに清掃のおばさんとぶつかったことはありませんが、職員とは結構あります。特に総務課の文書係とはよくやりました。いわゆる個人情報保護というか、その面から福祉部の方がこの文書は持っていかれたら困ると言われたことは何度もあります。これはしょうがないことでしたが、沖縄市は既に情報公開制度が始まっていたから、個人情報保護条例も最近施行されましたし、最終的にはそういう個人のプライバシーに関する資料の取扱も含めて考えていかなければならないと思います。結局はお互いの信頼関係だと思いますが、ただ将来的にそういう文書は発生から、廃棄まで一環として管理する中間庫的な施設が必要ではないでしょうか。その過程で廃棄とか保存を考えていくという文書の取り扱いシステムを法的に整備する必要があると思います。

大城将保

掃除のおばさんと喧嘩ではありませんが、奪い合いをしたのは私かもしれません。今思えば、腕章のようなものを用意して、マルサのように入っていけばよかったのですが。琉球政府や県庁というのは大きな組織ですので、これが末端まで徹底するような方法、各部屋に表示するとか、そういうのをきちんとやれば別に喧嘩はないと思います。説明すればわかってくれますので、相手からすると訳のわからない連中が仕事の邪魔しにやってきたのかという不快感のようなものがありますので、その辺はきちんと説明して共通認識を作ることも大事だと思います。

金城

引き継ぎに関しましては、私の場合は県の職員が相手でしたので、先程申し上げましたように依命通達を出しました。ところが、手続きなどの文書等を流しても実態としてはその通りはいきませんでした。引き継ぎに目録をつけて、現物と一緒に現場渡しようとするいろいろな規定化してありましたが、その通りにははこびませんでした。目録は来て現物が来ないとか、あるいは現物は来て目録が来ないとか、様々でありました。それでこちらからはどうしてかと問い合わせをしますと、あなた方が必要で、あなた方が残しなさいと言ったから残したのであって、必要ならあなた方が取りに来るべきだと言われました。そういうことでずっと他の部局からお叱りを受けました。繰り返すようですが、これは琉球政府のときの局長会議で決まったことですから、提出して下さいと言ったのですが、実際にはなかなか文書どおりいかないものだと思います。文書学事課、各担当課からお叱りを受けただけです。

それからもう1点は、一般文書の中に当時の公印も含めてあります。当時は行政主席とか、何々局長、これも現物は公文書館の文書の中に引き継いでいると思います。公印は、印影も現物も出させています。5月15日が復帰ですから、14日か13日でしたか、そこら辺ははっきりしませんが、公印も含むということをお伝えしました。もう一つは、各事務所の表札がありますが、看板や何々事務所、これも当時の史料編集所、今はこっちに来ているかどうかわかりませんが、一般文書だけではなくて、組織上の表札とか、あるいは公印等も非常に重要ですので、このような現物も含んでいるということをお知らせしておきます。

大城将保

私も公印のことは一言触れたいと思います。私が住んでいる玉城村は今年1月1日で南城市になりました。やっと市民になれたというよりも、私はかえって心配なのです。例えば玉城村長という公印は現場ではもう要らないわけです。だからこれは捨ててしまえとか、廃棄しろと言うと、これは非常に危険なことです。公印というのは公文書偽造に悪用されるおそれがありますから、これは厳重にリストを作って、きちんと旧町村の公印を一体どこが保管するか決めておかなければいけない。そのときに先程恩河さんが話されたた中間庫という施設が重要です。まず、とりあえずは中間的なところに保管しておき、それから時間をかけてゆっくり整理していくという、この公文書の整理の場合、中間書庫というのが非常に重要な機能を果たします。これはただ一次預かり所とか、そういう意味ではなくて、必ず中間庫を通過してから、文書は整理に入るといぐらいにしていきたいと思います。県の公文書館にも中間書庫はありますから、公文書館の方に少しその説明をお願いします。

幸地

県の中間書庫というのは、現在、県庁の地下にある文書保存書庫になります。これは現用文書を保管するところで、20年文書、それから10年、5年、3年、1年とありますが、その保存期間の間は、県庁の地下の文書保存書庫に収められます。そこが中間的な役割を果たして、そこで保存期間が過ぎ廃棄された文書は、すべて公文書館に引き継がれます。公文書館でそれを一次選別した後、引き継ぎます。地下の1階の中間書庫というのがありますが、これは中間書庫という名称はついていないものの、県庁の現用文書を扱うものではなくて、既に廃棄された文書を二次選別するまでの間、保管するという書庫であります。ちょっと名称が似ているので、誤解してしまいましたが、現用文書の中間書庫は県庁の保存書庫ということになります。

大城将保

こういう大合併の世変わりのときにそういう中間的な一次保管庫をきちっと用意する。これは誰も異論はないと思います。保存するかしないかで議論が分かれたらあとで検討しましょうと、まずは現物を保存しておけば、それも問題ないと思いますが、それを考えるのもこういう際は、大事な

ことではないかなと思います。

質問 4

先程、印鑑という話がでましたので、それに関連して質問いたします。昔、水道公社あるいは企業局というところに勤務しておりました。3日前、コザ浄水場のパンフレットを探してみましたが見つかりません。公文書ではありませんが、そういう一般に大量に配布されたものなどは残されているのでしょうか。コザ浄水場自体が廃止されて今は存在しませんが、水道公社の名前が刻銘されている石柱がありますが、それは今駐車場の車止めになったりしています。何を残すべきかという問題もありますが、復帰して計量法が変わり、センチ単位になっていますが、昔はインチでした。そういう工具とか器具とかも含めてどこまで残すべきなのかという話は大切だと思います。何か参考になる話があればお願いします。

大城将保

コザの水道公社は私どもも受け取りに行きました。プラザハウスの前の方です。金城さん、その件について何かご存じありませんか。結構、膨大な量の資料を引き継いだかと思いますが、その中に今お探しのものがあつたかどうか、これはわかりませんが、何かありましたらお願いします。金城

水道公社の資料はコザの方に保管されていて、確か毎年何回か運びました。しかし、貰い受けるときには、いちいちチェックをしたわけではなくて、水道公社の方がこれは廃棄するからというような書類をトラックに積み込んで運びました。ですから、今、話をするようなパンフレット類とか、そういうのがあるかどうかはわかりませんが、入っている可能性があります。一度、公文書館の資料をチェックしてみたらどうでしょうか。その頃は文書だけではなくして、その機関に関わるパンフレット類、そういうものもかなり精力的に集めましたので、残っている可能性があると思います。恩河

今のご質問に直接関係のないお話ですが、沖縄市は昨年9月7日、沖縄戦の降伏調印式が行われた日ですが、それを記念して戦後文化資料展示室ヒストリートというのを街中につくりました。目的は、沖縄市というところは旧コザ市に代表されるように戦後急激に都市化した街です。沖縄市には博物館はありますが、もちろん戦後の部分も展示してはいますが、それではまだまだ足りないということで、観光客とか、他の市町村からいらした方にコザの戦後史がわかる空間をつくらうということで、10年前から、戦後文化資料館という構想がありましたので、資料をその頃から集めていて、その基礎がありましたので展示室をオープンすることができました。その中に当然ながら先程から出ている公印であるとか、パンフレットとか、それからいろんな物資料と言っていますが、それらを全部集めています。そういった方法も場合によっては、そのモノ資料等を残す場合、有効ではないかなという気はします。

大城立裕

先程のパンフレットの件ですけれども、今、大城将保さんからお話がありましたように沖縄史料編集所でパンフレット、チラシの類いに至るまで集めたという話で思い出したけれども、沖縄史料編集所は復帰後にその機能が二つに分かれたわけなんです。一つは、公文書館、もう一つは史料編集所の機能です。資料全てが公文書館に移されたかと言うと、本丸の方は史料編集室に残されたのであって、公文書館に移管されたのは琉球政府文書、あるいはそれに付帯するものであったかと思いますが。行政文書だけが原則として公文書館に移管されました。その他の資料、これは県史を作るための資料ですが、これは史料編集室、建物はこの中にありますけれども、そこが保管しています。つまりパンフレット類、あるいは刊行物に関しては公文書館と図書館と史料編集室と、この3つにあたってみる必要があるかと思えます。

質問 5

今日のテーマである「琉球政府の記録から何を学ぶか」というのは、琉球政府の資料から何を学ぶかというのに読み替えて、資料の収集とか、選別、そういうご苦労がよくわかり非常に学ぶべきところがありました。それから一歩踏み出して、この資料をどう活用するかという問題ですが、恩河さんあたりから地域づくりに貢献できるような文書という話もありましたし、それからいろいろな資料を探し出す公文書館の役割も見えてきました。それで、大城さんと館長にお聞きしますが、琉球政府の資料を今後どう活用するかという意味でこの公文書館を端的にどう位置づけたいか

ということをお聞きします。それから、館長には、やはり文書というものは何も語りませんし、文書に語らしめるには広報活動というか、皆さんにこういった公文書館があるというのを広く知らせる必要があると思います。その点についてお考えをお聞きかせください。

大城立裕

館長さんは文書を保管する側であって、利用する側ではないので大変だろうと思います。今のご質問につきましては、その利用は実は利用する人の必要に応じて、それに応える手段の一つとして公文書館があるに過ぎないと思います。つまり先程、金城さんからお話があったかと思いますが、資料そのもの、つまり資料を積まれて整理されて置くだけでは何も語らない。質問がなければ語らないということがあります。だから先程、金城さんから土地所有権申請書とか、軍雇用員の労務カードとかは、土地、あるいは復帰の頃の商売人とか、そういう人たちがそれぞれの必要に応じて求めてきたのでお役に立ったというお話を金城さんがしていましたが、私の経験談を申し上げますと、昔、1960年のことですが、『対馬丸』をノンフィクションで書いたときに、あの対馬丸が出港した日付がいつであるか。必ずしもはっきりしなかったのです。今日では昭和19年8月21日といかにも簡単に言えますけれども、実は私どもあれを生き残りの方を回って聞き取りをしましたときに、1人目、2人目と最初の9人まで19日と言いました。10人目に至って21日という人が出てきました。これは困ったと思いました。ただ、この21日を主張した人は、非常に頑張りました。私は日記をつけていたから絶対間違いないと、女教員でしたけれども、さて、これは多数決というわけにはいかないのどうしたものか考えたときに両方に共通した状況が一つあるわけですよ。船が出たのは午後5時頃、そしてそのとき小雨が降っていたと言うのです。これだと思いました。当時天久にあった気象台に行って聞きましたら、当時の天気図がここにはない。石垣島測候所にだけ残っている。向こうに聞いてみなさいと言われました。当時は電話も不自由でしたから、石垣島測候所宛てに手紙を出したら、所長さんから天気図及び丁寧な説明書が送られてきました。非常に感謝しましたね。それによりますと20日か、ラサ島付近に台風が発生した。台風が発生して沖縄本島に向けて直進してきたんですよ。そしてそのまま真っすぐ来たら沖縄本島は台風です。ところが、非常に幸運なことにこれが分度器で測ってみたら40度ぐらいですか、40度から60度ぐらいの角度だったと思います。東の方へそれまして、たぶん方角としては東京です。途中で消えたと思いますが、そういうふうな台風が発生して沖縄に向い、それから逸れていったということがわかりました。そして沖縄本島に小雨が降ったのは21日の夕方だけだったということがわかりました。それで出発日を特定することができました。同時に我々の期待しなかった情報として、台風が沖縄本島へ向かってきたけれども、それがそれていった。したがって、その台風がそのまま真っすぐに来ていたら、生き残りは一人もいなかったであろうと、ちょうどその頃、22日から長いのは8日間漂流していますから、たぶん生き残りは一人もいなかったという戦慄すべき事実が判明したんです。このときに私は度々エッセイにも書きますけれども、文書、当時石垣島測候所にあった天気図というものがいかに歴史を語っているかということです。それからしても資料というものは元来石垣島測候所に眠っているだけですよ。他の天気図にまた何らかの歴史を語る資料があるかもしれない。それはしかし問いかけなければ語らないですよ、それだけは申し上げたいと思います。

長田

まず公文書館の施設の存在理由と言いますが、これにつきましては非常に抽象的な説明になるかもしれませんが、いわゆる歴史資料として貴重な公文書等を収集し、保存して県民の利活用にと寄与する。ただ、寄与するというのは、また別の目的がございまして、何をまた目指しているかと言いますと、これは沖縄県における学術文化の発展を目指しているわけです。そういう施設であるとご理解をいただきたいと思います。当館は開館して10力年になりますが、この10年間、資料の収集はもちろん、まず県民の皆様方に公文書館という施設の存在理由、存在価値を認識させると言いますが、ピーアールするということで、いろんな事業を展開してきました。それは講演会でありますとか、企画展でありますとか、学生に対するアーカイブス講座等の講座も開設してきました。少なくともこの10力年間に県民に対しては、公文書館とはこういうところだというレベルの認識までは持っていけたと思っております。先程、大城先生の説明とも関係しますが、公文書館というところは基本的に問題意識を持って館に来て、いろんな資料を見て自分なりの疑問点を解決するという、そういう施設でございまして。それからすると図書館とか、美術館とは少し違う施設かと思いま

す。回答になっているかどうかわかりませんが、ただ私どもが常々思っていることは、今、琉球政府文書を例にとりまして50年、60年経過しようとしておりますが、その文書が100年後、200年後の方々が生かせるような、そういう資料保存をしていきたいという心構えであります。できましたら、500年後、1000年後も同じ資料を見ることができたら、その時には館の存在目的も達成できるのではないかなというふうに考えております。

大城立裕

先程のお話ですが、対馬丸の出港の日が8月21日ですが、それではなぜ大部分の人が19日だと思いを違えたかといいますと、たぶんこれは憶測ですが、当時、疎開の船が出るというので港に行っただけで中止になって戻ったりしたことがありまして、その中の一つに19日というのがあるわけですよ。19日に何か出ると言っていたものが中止になったということがよくありまして、その記憶違いだろうと思われま。

大城将保

ありがとうございました。これまで長時間のディスカッション、あるいは質疑応答、大変ありがとうございました。今日の催しには一言で言えば温故知新、古きを訪ねて新しきを知るということで、むしろ今日、明日、これからの当面する各市町村なり、あるいは沖縄県自体が抱えているという行政文書を巡る様々な諸問題について、どう取り組めばいいかということが多少なりとも皆さんのご参考になれば大変有り難いことだと思います。いずれにしましても時期を失してはいけないということです。これは今日の旧琉球政府、あるいは沖縄市の恩河さんやパネリストの皆さんがおっしゃったことは、本当にいち早くそれを察知するということが、一種の想像力といった方がいいでしょうか、その価値を認識し、そして早く手を打たないと危ないと、琉球処分の際の二の舞いになってしまうのだというぐらいの緊張感を持って取り組んできたその知恵、最後にはそれをやり遂げる熱意、本当に献身的に不遺余力で駆け回った当時を思い出せば、こういう立派な公文書館に繋がるとは夢にも思いませんでしたけれども、努力は報われるのだということを私どもも皆さんも同じ気持ちだと思いますが、それを痛感します。ぜひ、今日のシンポジウムを何かの形で役立てていただきたいと思っております。今日は長い時間大変ありがとうございました。

本稿は、平成18年2月4日、沖縄県公文書館開館10周年を記念して開催されたシンポジウム「琉球政府の記録から何を学ぶか」の報告である。シンポジウムを開催するにあたり、県内45市町村(平成17年当時)に「公文書保存の現状について」のアンケート調査を行い、その結果を活用することができた。本シンポジウムは、琉球政府文書の保存活動が公文書館設立の契機になったことや公文書の保存は地域の活性化に繋がるものであることなど、現在、合併により散逸や廃棄が懸念されている市町村の行政文書について警鐘を促し、その保存と活用についてどう取り組んだらよいかという示唆に富んだ内容であり、多くの自治体が参考になるものと思う。

(文責：久部良和子)